

引取業の変更届出等について

下表の内容に変更があった場合には、引取業変更届出書（様式第二）に変更の内容を記載し、必要な書類を添付の上、変更があった日から30日以内に管轄の保健所（仙台市内又は宮城県外に本社又は事業者の住所がある場合は循環型社会推進課）まで提出してください。

変更事項	添付書類
氏名又は名称、住所、代表者の氏名	個人の場合：住民票の写し（※1） 法人の場合：登記事項証明書（商業登記簿謄本、※2） （履歴事項全部証明書を添付願います。） 個人・法人共通：誓約書（要領様式第1、※3） 従前の登録通知書
法人の役員	○登記事項証明書（商業登記簿謄本、※2） （履歴事項全部証明書を添付願います。） ○誓約書（要領様式第1、※3） ○従前の登録通知書
事業所の名称、住所	○誓約書（要領様式第1、※3） ○従前の登録通知書
未成年者の場合で法定代理人の氏名、住所	○住民票の写し（※1） ○誓約書（要領様式第1、※3） ○従前の登録通知書
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	○使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（※4） ○誓約書（要領様式第1、※3） ○従前の登録通知書

※1 住民票の写し

原本であり、本籍地（外国人の場合は国籍等）の記載がある、発行日から3ヶ月以内のもの。

※2 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

原本であり、発行日から3ヶ月以内のもの。

※3 誓約書：

自動車リサイクル法45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面。要領様式第1を使用してください。

※4 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類

以下に示す①または②のいずれかの書類を添付してください。

① 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者であることが確認できる書類（自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証の写し）。

なお、有資格者が、申請者または申請者の役員ではない場合は、有資格者と申請者の

雇用関係を証する書類(申請者による雇用証明書, 申請者と有資格者間の雇用契約書等)も併せて添付して下さい。

② 確認方法を記載した書類。要領様式第2を使用して下さい。記載例をそのまま使用してもかまいません。